

厚生常任委員会

令和4年2月16日午前9時00分から第一会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎齋藤 文夫

中川 靖広

伴 議 長

○大森恒太郎

横田 敏文

溝部真紀子

濱 眞理子

2. 理事者出席者

町 長	中西 和夫	副 町 長	乾 善亮
総 務 部 長	面卷 昭男	住 民 生 活 部 長	加藤 惠三
住 民 生 活 部 次 長	北 典子	福 祉 課 長	中原 潤
同 課 長 補 佐	細川 友希	子 育 て 支 援 課 長 補 佐	西川美奈子
国 保 医 療 課 長	安藤 晴康	同 課 長 補 佐	市川 千晶
環 境 対 策 課 長	東浦 寿也	同 課 長 補 佐	峯川 敏明
同 課 長 補 佐	乾 裕貴	住 民 課 長	関口 修

3. 会議の書記

議 会 事 務 局 長	佐谷 容子	監 査 委 員 室 課 長 補 佐	角井 幸司
-------------	-------	-------------------	-------

4. 審査事項

別紙のとおり

開会（午前9時00分）

署名委員 横田委員、濱委員

委員長

おはようございます。

全委員出席されておりますので、ただいまから、厚生常任委員会を開会し、本日の会議を開きます。

初めに、町長の挨拶をお受けします。 中西町長。

町 長

（ 町長挨拶 ）

委員長

最初に、本委員会の会議録署名委員を私から指名いたします。

会議録署名委員に、横田委員、濱委員のお二人を指名いたします。お二人にはよろしく願いいたします。

本日予定しております審査案件は、お手元に配布しておりますとおりでございます。

初めに、1. 継続審査を議題といたします。

（1）環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することについて、理事者の報告を求めます。 東浦環境対策課長。

環境対策
課長

それでは、環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することにつきまして、ご報告させていただきます。

ごみ処理広域化に関する合同勉強会についてであります。前回の12月の委員会においてご報告させていただきましたが、奈良市におきましては、広域の連携手法といたしまして、連携協約と事務の委託を掛け合わせた広域連携をひとつの連携手法として検討されており、ごみ処理広域化において、この連携協約と事務の委託を採用されている先進事例である大阪府茨木市及び摂津市に昨年12月16日、奈良市とともに先進地視察に伺いました。

視察内容といたしましては、広域化に至った経緯や事務の委託と連携協約とを組み合わせる理由、広域化におけるそれぞれの費用負担の調整などについて、それぞれの自治体のとりくみなどについて視察を実施いたしました。

次に、昨年12月29日及び30日に実施いたしました年末ごみ持込み事

業についてご報告させていただきます。今回の年末ごみ持込事業につきましては、一昨年同様の内容で、両日とも午前8時30分から午後3時まで、衛生処理場の1会場で実施したところであります。1日目となります12月29日の持込件数は444件、昨年に比べ332件の減でございました。また、2日目の12月30日の持込件数は1,219件、昨年に比べ52件の減であり、2日間の総持込件数は1,663件、昨年に比べ384件の減でございました。また、ごみの搬入量は、前年度より1万110kg減の3万3,170kgであり、その他プラスチック類以外のごみの搬入量が減少しており、特に可燃ごみ、不燃ごみについては、前年度より4割近く減少した結果となっております。この結果をうけまして、来年度の実施内容を検討してまいりたいと考えております。

以上、継続審査であります環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することにつきましてのご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

継続審査については報告を受け、一定の審査を行ったということで終わります。

次に、2. 各課報告事項を議題といたします。

(1) 新型コロナウイルスワクチン接種について、理事者の報告を求めます。北住民生活部次長。

住民生活部次長 それでは、健康対策課から新型コロナウイルスワクチン接種について、ご報告させていただきます。資料1をご覧ください。

追加接種の集団接種を令和4年2月5日から始めております。当初の予定では、2月、3月は、日程予定表の○印の18日間としておりましたが、オミクロン株の感染拡大に伴い、感染者数が増加している状況であり、追加接種を加速するよう国からも示されているところであります。

こういったことから、奈良県は市町村に対して、ワクチン接種のための医師派遣の支援を行うこととなり、当町においても医師派遣を受け、ワクチン接種を加速してまいりたいと考え、日程予定表の△印の4日間を追加し、ワクチン接種を進めてまいります。

4月以降の集団接種につきましては、ワクチンの供給量が未確定でありますことから、ワクチンの供給量をみながら進めてまいります。

また、5歳から11歳の小児接種につきましては、現在、小児ワクチンが薬事承認され、特例臨時接種として位置づけられた場合には接種を開始できるよう、国より事務連絡が発出されております。市町村においては、令和4年3月から開始できるよう、接種体制を準備する必要があることから、当町においては、令和4年3月7日から日程予定表の□の印の14日間で集団接種を始めてまいります。小児接種は小児用ファイザー社ワクチンで、2回の接種が必要でありますことから、1回目を7日間とし、その3週間後に2回目の接種日を設定しております。

最後に、12月の本委員会におきまして、初回接種で4回接種された方への追加接種の対応についてのご質問でございますが、国より回答があり、3回以上受けておられる方は、追加接種の対象とならない旨の回答がありましたことから、追加接種の接種券は送付いたしませんことを報告いたします。

以上で、新型コロナウイルスワクチン接種についてのご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。

(な し)

委員長 次に、(2)国民健康保険税の適正な税率等について、理事者の報告を求めます。 安藤国保医療課長。

国保医療課長 それでは、(2)国民健康保険税の適正な税率等についてご報告します。資料2をご覧ください。去る12月23日、また2月10日に国民健康保険運営協議会を開催し、令和4年度以降の国民健康保険税のあり方について

諮問しておりましたところ、答申をいただきましたので、ご報告させていただきます。答申の内容であります、令和6年度に、奈良県は国民健康保険税（料）水準の統一化を行うこととしている。これを踏まえた改定を行うにあたり、令和4年度の保険税率については、本町特別会計の医療給付費分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分のそれぞれの収支を見るなかで改定を行うこととする。また、奈良県は、新型コロナウイルス感染症の影響による医療費の動向や所得水準に与える影響の見通しが依然として不透明な状況にあることから、令和3年度において、令和6年度の統一保険料水準の再推計及び保険料方針の見直しは見送り、令和4年度に、再推計及び保険料方針の見直しを実施するとしている。このことから、令和5年度以降の税率については、この見直しを見たうえで決定をしていく。なお、引き続き、奈良県の動向に注視し適切な対応を図るとともに、被保険者への急激な負担増を求めることのないよう工夫しながら、安定した国民健康保険の財政運営が図れるように努めることとあります。

次に、裏面をご覧ください。令和4年度の税率改定ですが、まず、基礎課税額、いわゆる医療分でございますが、所得割額、被保険者均等割額は据え置き、世帯別平等割額を28,300円から27,500円に引き下げるものです。次に、後期高齢者支援金等課税額は全ての区分において据え置くこととしております。そして、介護納付金課税額の所得割額は据え置き、被保険者均等割額を13,300円から15,300円に引き上げるものです。

この答申の考え方ですが、1月に奈良県から、国民健康保険事業費納付金の本算定額が示されました。この国民健康保険事業費納付金には、基礎課税額、医療分でございますが、そして、後期支援金等分、介護分の三つの区分に分かれており、このそれぞれの提示された納付金の額を見るなかで、それぞれ税率を検討していくこととなります。今回、現行税率で試算いたしますと、医療分、後期支援金等分は収支がプラスになりましたが、介護分はマイナスになったところです。こうしたことを踏まえて、今回、改定を行おうとするものですが、ポイントは、医療分、後期支援等分、介護分、それぞれの収支においてマイナスにしないということ、全体の収支につきましては、現行税率で試算した場合の収支とほぼ同じ額にするということ、そして、医療分の平等割を引き下げることで、被保険者の負担を考慮するという観点で、ま

た、現在提示されております令和6年度の統一保険税（料）水準の税率を見るなかで、今回、医療分の平等割を800円引き下げ、そして、介護分の均等割を2千円引き上げるものとなっております。

町といたしましては、いただきました答申に基づきまして、保険税率改定に係る国民健康保険税条例の改正案を3月の町議会定例会に上程してまいりたいと考えております。

以上、国民健康保険税の適正な税率等についてのご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。
中川委員。

中川委員 あの、800円の引き下げと2千円の引き上げやねんけど、斑鳩町で試算したら、トータルでどれぐらいの上がり下がりあるんやろ。

委員長 安藤国保医療課長。

国保医療課長 影響額でございます。まず、特別会計、会計全体というで見ますと引き上げとなる影響と、引き下げとなる影響と合わせた影響額は、約50万円の増というふうに見込んでおります。ですので、現行の税率で計算した場合とですね、ほぼ同じにというふうに見込んでいます。それと、被保険者への影響額でございます。加入者が40歳から64歳までの、介護分が必要となる世帯ですね。単身世帯であれば年額1,200円の増、そして2人以上の世帯の場合で、夫婦ともに介護が必要な二人、夫婦が介護が必要となる場合は年額で3,200円の増になると試算をしております。そして、介護が必要とされない、例えば40歳未満であるとか、65歳以上の世帯でありますけれど、これについては、介護が増える部分がありませんので、一律で800円下がるというふうに見込んでおります。以上でございます。

委員長 次に、(3)令和4年度保育所入所申請状況について、理事者の報告を求めます。西川子育て支援課課長補佐。

子育て支援課課長補佐 各課報告事項（3）令和4年度保育所入所申請状況について、ご報告させていただきます。

令和4年度の保育所入所申請につきましては、令和3年12月8日開催の本委員会におきまして、令和3年度の申請状況と比較しますと65名の増加となっており、保育室の床面積を最大限まで利用しましても、22名が入所いただけない状況にあることをご報告させていただきました。

その後、他に調整できる方法がないか検討を行いました結果、たつた保育園の職員室奥の会議室を保育室に改修することにより、特に不足しておりました1歳児クラスを増設することといたしました。会議室から保育室への改修にかかる経費につきましては、予備費を充用して対応させていただきたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

資料3をご覧ください。本日の資料は、前回の委員会で提出させていただいた資料に、令和4年2月4日現在の状況を追加したものであります。

これまでの利用調整等により、資料の左側、2月4日現在で、630名の内定、調整中は12名となっております。また、「保留希望」とありますのは、育児休業を延長することにより、入所申請を行ったものの入所を希望されない方、「辞退」は申請を取り下げられた件数となっております。

なお、調整中の12名の中には、特定の保育園のみを希望される方も多く、どの保育園でも良いので入所を希望する方、いわゆる待機児童の人数は、1歳児で1名、2歳児で1名の計2名となっております。現在も、4月からの入所を希望される随時申請を受け付けている段階であり、できる限り多くの方に、保育所を利用いただくことができるよう、利用調整に努めてまいりますと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上、令和4年度保育所入所申請状況についてのご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。
中川委員。

中川委員 まあ、いろいろと工夫してもらってるみたいですが、どこでもいい

から入りたいという方2名、待機児童といわれる方が2名という説明やねんけど、できる限り、どこでもええという保護者の気持ちをくんで、どこか入れるところ、探したってほしいという言い方もおかしいかもわからへんけども、努力してあげていただきたいとそのように申しあげたいと思います。

委員長 濱議員。

濱委員 あの、会議室を改修してということやけど、改修自身はいいんですけど、保育園として、その会議室、今までお使いになっていたところがなくなる訳ですね。そのへんはどんなものでしょうか。

委員長 加藤住民生活部長。

住民生活部長 会議室を今回、保育室に改造させていただいて、具体的にそこで保護者相談とかさせていただいておりますところですので、園庭のほうにコンテナを設置させていただいて、そちらのほうに保護者相談等ができる場所を確保させていただきたいというふうに考えております。

委員長 濱議員。

濱委員 コンテナというのは小さい建物というか、そういうのを作られるということですね、わかりました。今回はそれで、ぎりぎりというか22名のところ2名まで改善されたということですけども、今後もっと増えたら、まだまだ余地があるんですか。たつた保育園だけでなく、あわも含めてですけど、また保育室に変えられるような余裕とかいうのは、どうなんですか。

住民生活部長 あの、場所的などころでいいますと、これで、ほぼほぼ改装できるところについては、町立の関係につきましてはございません。ただ、令和6年4月には、これまでもご報告しています認定こども園の建替えのほうができますので、こういったところで改めてそういったお子さんの受け皿の確保というのが一定程度できてくるということで、今現在は想定をしております。

委員長 次に、（４）斑鳩町公私連携幼保連携型認定こども園設置運営候補者の決定について、理事者の報告を求めます。 西川子育て支援課課長補佐。

子育て支援課課長 各課報告事項（４）斑鳩町公私連携幼保連携型認定こども園設置運営候補者の決定について、ご報告させていただきます。

補佐 かねてから本委員会にて、ご報告をしましりました斑鳩町公私連携幼保連携型認定こども園設置運営事業者募集につきまして、設置運営候補者を決定いたしましたのでご報告をさせていただきます。なお、本件につきましては、総務常任委員会におきましても同様の報告をさせていただきます。

それでは、資料４をご覧ください。はじめに、設置運営候補者でございます。設置運営事業者の募集につきましては、令和３年９月３日に募集要項の公表を行い、１２月２０日から１２月２４日までの間に４事業者から事業提案書の提出がございました。その後、一次審査として、応募要件の審査を行い、令和４年１月１９日に二次審査として、選定委員会によるプレゼンテーション審査を行っております。その後、令和４年１月２５日に、再度、選定委員会を開催し、選定基準により評価が行われた結果、最優秀提案者として、社会福祉法人 檸檬会、優秀提案者として、学校法人 共立学園が選定されたところであります。この結果を受けまして、町は、設置運営候補者として、優先交渉権者を、社会福祉法人 檸檬会、次点交渉権者を、学校法人 共立学園に決定することといたしました。

次に、提案による施設の概要でございます。施設種別は、公私連携幼保連携型認定こども園。開園予定は、令和６年４月１日。名称は、仮称レイモンド斑鳩西こども園。定員目安は１５０人。施設建設地は、斑鳩西幼稚園園庭及び斑鳩西小学校運動場の一部となっております。

最後に、今後のスケジュールであります。現在、優先交渉権者である社会福祉法人 檸檬会と、認定こども園法第３４条に基づく協定内容について協議を行っており、協議が整いました後、令和４年３月２２日に協定を締結してまいりたいと考えております。協定締結後におきまして、斑鳩西小学校、斑鳩西幼稚園、周辺地域への説明や関係機関との協議を経まして、令和４年度末から工事着手、令和５年度にかけて施設整備が行われ、令和６年４月の

開園を予定されております。

なお、斑鳩西幼稚園の現園舎につきましては、認定こども園開園後に、町で解体いたしまして、駐車場として整備を行い、認定こども園の送迎用駐車場としても活用を見込んでおります。

以上、斑鳩町公私連携幼保連携型認定こども園設置運営候補者の決定についてのご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。
中川議員。

中川委員 令和6年の4月から開園ていうかな、その時には、さっき部長が言ったはった、園児としての受け皿、何名くらい。保育園児としたら何名くらい。

委員長 西川子育て支援課課長補佐

子育て支援課課長補佐 受け皿としましては、定員ですけども、1号認定ということで、幼稚園側が45名、2号・3号保育所側が105名の150人を予定しております。

中川委員 それと、応募して申し込みされた法人っていうのかな、和歌山県と大阪府やねんけど、もっとこの近隣ではなかったんかな。応募者なかったん。

委員長 加藤住民生活部長

住民生活部長 今回、申請いただいたのは、大阪府内が二つ、和歌山のほうで今のひとつ、町内のほうでひとつ、計四つ、今回この申請をいただいたという状況です。

中川委員 名前とかは出せへんのかもしれんけど、町内業者はあきまへんでしたか。

住民生活部長 説明のなかでも申しあげましたけれども、今回、この基準につきましては、それぞれ協定のそういった、審査項目がございまして、法人のそういった運営の実績であったり、そういった今回、全体の計画の中で、その保育の理念

であったり、職員の配置、あと、園の運営としては、安全対策であったり、公私連携方法、それと支援が必要な方へのどういった対応ができるか、そういった項目で判定させていただいておりますので、そういった結果ということで、ご理解いただきたいと思います。

中川委員 名前、名称やねんけど、社会福祉法人・檸檬会やから、この仮称レイモンドなん。このレイモンドって何ねやろう。

委員長 西川子育て支援課課長補佐

子育て支援課課長補佐 一応仮称ということになっておりますので、今後、協定締結までの間に最終的には決めさせていただければいいのかなというふうには、考えておりますので、よろしく願いいたします。

住民生活部長 レイモンドという由来ということでございますけれども、檸檬と愛（I）というのをかけて、愛（I）とドリーム（D）ということで、レイモンドと、そういったかたちで統一的に名称をつけられているということで、そういったことでございます。

委員長 次に、（５）令和３年度子育て世帯への臨時特別給付金（支援給付金）の支給について、理事者の報告を求めます。 西川子育て支援課課長補佐。

子育て支援課課長補佐 各課報告事項、（５）令和３年度子育て世帯への臨時特別給付金（支援給付金）の支給についてご報告させていただきます。

令和３年度子育て世帯臨時特別給付は、令和３年９月分の児童手当受給者に対し、対象児童一人につき１０万円の給付を行う仕組みとなっており、制度上、昨年９月以降に離婚等により新たに対象児童の養育者となっているにもかかわらず、給付金等を受け取れない方に対して支給できないことが課題となっております。これを受けまして、国において、令和４年２月７日に制度の見直しが行われ、離婚等により、新たに対象児童の養育者となっている方に対しても、令和３年度子育て世帯への臨時特別給付金（支援給付金）

として、対象児童一人につき10万円の給付が実施されることとなりました。町で児童手当を支給している方の内、今回の給付の対象になると思われる方へは、今月中に、町から個別に案内を送付し、公務員等、町で把握できない方に対しては、町ホームページにより周知を行ってまいります。

以上、令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金（支援給付金）の支給についてのご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。暫時休憩します。

（ 午前9時30分 休憩 ）

（ 午前9時31分 再開 ）

委員長 再開します。よろしいでしょうか。

（ な し ）

委員長 次に、（6）令和3年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金について、理事者の報告を求めます。 中原福祉課長。

福祉課長 それでは、各課報告事項の（6）令和3年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金についてにつきましてご報告をさせていただきます。

恐れ入りますが、資料5をご覧くださいませでしょうか。本事業につきましては、令和3年11月19日に閣議決定された、コロナ克服・新時代開拓のための経済対策として、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、さまざま困難に直面した方々が、すみやかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等に対して、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金を支給するものであります。当該事業に要する経費につきましては、全額国庫補助対象となっており、令和4年1月6日に補正予算を専決処分させていただいております。

それでは、事業の実施概要についてご説明をさせていただきます。

(1) 給付金の支給額であります。1世帯あたり10万円です。

次に(2)対象者であります。対象者につきましては、二つの種類がありまして、ひとつめの対象者は、令和3年12月10日の基準日において世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯であります。ただし、住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除きます。

次に二つ目の対象者は、今説明をしました1の対象者のほか、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、1の対象者の世帯と同様の事情にあると認められる世帯、いわゆる家計急変世帯です。

次に(3)対象世帯見込数であります。約3,100件と見込んでおります。次に(4)支給の流れであります。対象者の1である、世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯につきましては、対象と思われる世帯に対し、令和4年2月9日付で確認書を送付しております。そして、その確認書を受け取った人は、内容を確認し、給付金の受給該当者であると確認された方は、同封の返信用封筒において、その確認書を返送していただき、役場においてその内容を確認し、返送された確認書に不備がない場合、随時、支給してまいります。次に、対象者の2、家計急変世帯につきましては、令和4年9月30日までに申請が必要となります。申請を受けましたら、その内容を審査し、受給該当者には随時支給してまいります。

最後に、(5)広報であります。1月25日より町ホームページにおいて給付金情報について掲載済みであります。また、町広報誌においては2月15日お知らせ版にて広報させていただきます。

以上、令和3年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金についての報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。
中川委員。

中川委員 家計急変世帯の申請に必要な書類はどんなものがありますか。

委員長 中原福祉課長。

福祉課長 家計急変世帯の申請に必要なものというご質問でございますけれども、添付書類としましては、本人の確認書類および申請書にコロナの影響で家計急変に陥った、所得が陥っているという、自己申告になりますけれども、確認をいただく事項、および非課税証明書とか給与明細書とか、所得が減っている、確定申告書、確定申告、今行われておりますけれども、その写しでありますとか、6月になりましたら前年の住民税の決定の分が出てきますので、そちらのほうの書類等ですね、収入の明細等出していただいて、こちらの方で審査していくという形になってまいります。

中川委員 しっかりとその必要な書類を確認していただいて、自己申告で貰えない方も貰えるようなことのないように、努力していただきたい。

福祉課長 こちらの所得の確認につきましては、税務課と連携しながら、いま委員がおっしゃられたことがないように取り組んでまいりたいと思っております。

委員長 次に、(7) 個別避難計画の策定について、理事者の報告を求めます。
中原福祉課長。

福祉課長 それでは、各課報告事項の(7) 個別避難計画の策定についてにつきましてご説明申しあげます。

恐れ入りますが、資料6をご覧くださいませでしょうか。個別避難計画の策定につきましては、現在モデル事業を実施しておりますが、令和4年度において、本格的に災害時において、避難行動要支援者一人ひとりの誘導や、避難所での生活支援などを迅速かつ的確に行うための個別避難計画を策定してまいりますのでその説明をさせていただきます。

はじめに、1、策定の順序であります、防災ハザードマップに基づき危険な区域、この危険な区域につきましては、下の※印のところでありませけれども、家屋倒壊区域、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、浸水想定区域3m以上相当、浸水想定区域0.5m～3m未満地域等としております。この区域に指定されているところに居住する避難行動要支援者の方より順次策定を行ってまいります。

次に、2、策定スケジュールでございます。①といたしまして、令和4年度より令和6年度にかけては、防災ハザードマップに基づき危険な区域に指定されている区域に居住する避難行動要支援者について新規作成を行います。情報更新の受付は随時行いたいと思っております。情報提供不同意者については同意を得次第策定することとなります。次に、②といたしまして、防災ハザードマップに基づき危険な区域以外に居住する避難行動要支援者につきましては、①の策定が終了次第実施する予定としております。

次に、3、令和4年度における策定予定件数であります。その件数は131件を予定しております。この131件というのは、浸水想定区域3m以上等の地域及び浸水想定区域0.5m～3m未満地域の避難行動要支援者を支援する福祉事業者が付いている方の件数でございます。

次に、4、策定方法であります。避難行動要支援者の支援を行っている居宅介護支援事業所、相談支援事業所、及び、社会福祉協議会等に委託することにより策定してまいります。

以上、個別避難計画の策定についての説明とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。
溝部委員。

溝部委員 この策定についてなんですけど、なかなかコロナ禍で接触することも難しいということで、なんかおっしゃってたと思うんですけども、令和4年度から6年度にかけてコロナの状況がどうなるのかっていうのがまだ見えないうんですけど、策定は進めそうですかね。

委員長 中原福祉課長。

福祉課長 この策定を、今、モデル事業をしておるんですけども、やはり今、委員がおっしゃられましたように、初めての者がおうちにお邪魔してお伺いするのはなかなか難しい状況でございます。ただ、今回計画をしております計画を策定する者といたしまして、ケアマネジャーでありますとか、福祉の関係者の方の力をお借りしたいと思っておりますので、そういった方々は日々で

すね、信頼関係ができていなかでお付き合い等されていますので、またいろんな情報を既にお持ちですので、スムーズにコロナ禍の中でも立てていけるのではないかとということで、検討させていただいたところでございます。

溝部委員 ありがとうございます。委託されるということで、そういった何かお支払いするものというか、そういうものはあるんですかね。

福祉課長 今回、この個別避難計画の策定については、国全体として推進をしようというところがございますので、まだ、いつまでというところはございまいけれども、令和4年度については、交付税対象、委託料が交付税対象になってくるということで、そちらの財源を活用し、事業を進めてまいりたいと考えております。

委員長 濱委員。

濱委員 すみません。溝部さんの続きみたいですが、この131件というのは、すでに福祉事業者の関連がある方の人数ですね。そしたら、同じ、この地域の中でも、そういうのを利用していない方というのか、福祉事業者が直接ついていない方というのは、どういうふうに把握されているのですか。

委員長 中原福祉課長。

福祉課長 この個別避難計画、福祉課のほうで担当させていただいておりますので、福祉課の場合、高齢者福祉と障害者福祉も持っておりますので、担当しているケアマネージャー等がついているかどうかというところを確認しながら進めてまいります。なかには、当然ケアマネージャー等がついてらっしゃらない方がいらっしゃいます。そのあたりにつきましては、社会福祉協議会等、地域の方々とその人、それぞれのどういった環境かによりまして、適切な方法で策定に結び付けていけたらなというふうに考えております。

濱委員 ありがとうございます。心配なのは、体とかしつかり動いて外出もできて

るし、やけど、やっぱりお年寄りなので、相当の認知症的なものを持ってらっしゃる方もいて、災害の時というのは、普通の者でもどうしよ、どうしよってなるような。そんなような方をしっかりと、やっぱり地域だったりとかで、そういう方がいらっしゃる、普段の生活は大丈夫だけども、災害時というのは特別な状況というのがあるので、丁寧に掘り起こしといたらおかしいですけども、していただきたいと思うんです。それで、「同意が必要」ということになりますでしょ、そのへんのところも何か、「同意が必要です」と言うと、その言葉ですごく大変なことだから、同意していいかわからない、というようなこともあるので、この安全に避難していただくための大事なことですということをしっかりと説明できるような、そういうのを取り組んでいただきたいと思います。

福祉課長　　そういった件につきましては、丁寧に説明を行いまして、同意の必要性をお話しながら進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

委員長　　次に、（８）高齢者補聴器購入助成制度の創設について、理事者の報告を求めます。　中原福祉課長。

福祉課長　　それでは、各課報告事項の（８）高齢者補聴器購入助成制度の創設についてにつきましてご説明申しあげます。

恐れ入りますが、資料7をご覧くださいませでしょうか。

高齢者の社会参加及び地域交流を支援し、もって高齢者福祉の増進に資するため、補聴器を購入する者に対し、その費用の一部を予算の範囲内において助成する制度を創設するものでございます。

主な制定内容といたしまして、（１）助成対象者であります。助成金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者としています。①として、斑鳩町内に住所を有する満65歳以上の者。②として、両耳の聴力レベルが50デシベル以上70デシベル未満又は一側耳の聴力レベルが30デシベル以上かつ他側耳の聴力レベルが70デシベル以上の者。③として、町税を滞納していない者。④として、身体障害者福祉法第15条

第4項の規定による聴覚障害の身体障害者手帳の交付を受けていない者。⑤として、身体障害者福祉法第15条第1項に規定する都道府県知事が指定した医師であって、聴覚障害の診断書及び意見書を記載できる医師から補聴器の必要性を認める意見書を徴することができる者。⑥として、過去に本事業の助成金を受けたことがない、又は第6条の規定による助成の決定を受けて補聴器を購入した日から起算して5年を経過している者であります。

次に、(2)助成金の額等であります。助成金の額は、補聴器の購入費用に2分の1を乗じて得た額とし、2万円を限度とします。2分の1を乗じて得た額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とします。

次に、(3)その他であります。この助成金を受けるには、補聴器を購入される前に申請が必要となります。また、機器以外の利用者負担につきましては、身体障害者手帳の取得等と同様に受診・検査費用、文書料につきましては、自己負担となります。施行日は令和4年4月1日といたします。

以上、高齢者補聴器購入助成制度の創設についての説明とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。
濱委員。

濱委員 ②のところで、聴力のレベルのことが、数字であがっていますけれども、町では、聴力を測る器具は、あるんでしょうか。

委員長 中原福祉課長。

福祉課長 町では、この聴力レベルを測る機器は保有しておりません。

濱委員 すみません。結構シビアで50以上で70未満だったりとか、本人っていうか素人では自分の聴力がどのくらいっていうのが、ちょっと分かりにくいと思うんです。聴こえにくいっておっしゃっても、人によっていろいろですんでね。そうすると。これを申請をしようと思ったら、この一番最後のところにある利用者負担の受診料であったり、検査費用であったり、該当しなか

ったら文書料というのは発生しないと思うんですけども、こういったものを負担しなければならないということは、それだけ本人の支出が増えるということですけども、あらかじめこの状態だったら、お医者さんにきつと診てもらうのがいいのと違うかとか、全然この値にはまだ行ってないから、難しいとかそういう予備的なそういうのってできないんでしょうか。

福祉課長 障害者手帳で給付でありますとか、手帳の申請をされるのも同様の考え方になるんですけども、町で、該当する該当しないなど詳細に測れる機器を保有しておりませんので、やはり、耳鼻咽喉科等になりますけれども、お医者さんに聞こえにくいんだってという診察を受けるなかで、先生の判断によって診断書を書くべきかどうか等のご判断をいただくことになるのかなというふうに考えております。

委員長 溝部委員。

溝部委員 この予算案額だと何人くらい対象に予定されていますか。

委員長 暫時休憩します。

(午前9時49分 休憩)

(午前9時50分 再開)

委員長 再開します。
中原福祉課長。

福祉課長 この事業の予算につきましては、3月議会のほうで約50万円の予算要求をしてまいりたいと考えております。25人分です。

溝部委員 それをもし超過してしまった場合というのも、受付されるんですね。

福祉課長 ほかの給付同様、必要な方には支給してまいりたいと思っておりますの

で、予算が足らなかった場合、確保して、ほかの予算から流用等によって対応していきたいと考えております。

委員長 次に、（９）自動車誤発進防止装置設置助成制度の期間延長について、理事者の報告を求めます。 中原福祉課長。

福祉課長 それでは、各課報告事項の（９）自動車誤発進防止装置設置助成制度の期間延長につきましてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、資料８をご覧くださいませでしょうか。高齢者の移動手段の確保や生活意欲の維持及び交通事故等の被害軽減のため、令和３年度までを限りとして実施している本事業について、国の補助制度終了後、なお必要とされる人に対し、令和４年度から３年間の期間延長を行います。

事業の内容は資料の１．助成対象者から４．助成金の額等に記載してありますとお変更はありません。

５．助成期日であります、現行の令和４年３月３１日までを、令和７年３月３１日までに、３年間延長いたします。

以上、自動車誤発進防止装置設置助成制度の期間延長についての報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。 中川委員。

中川委員 今までにこの助成受けられた方って何名くらいおられます。

委員長 中原福祉課長。

福祉課長 この制度を始めましたのが、令和元年度からですけれども、元年度で１７件ございました。令和２年度は、この国の補助制度が始まりましたので０件でございます。令和３年度につきましては、１１月まで国の補助制度がありまして、その間は０件で、１１月以降、今２件申請を受け付けているところでございます。

委員長 次に、（１０）ふれあい交流センターいきいきの里空調設備の更新について、理事者の報告を求めます。 中原福祉課長。

福祉課長 それでは、各課報告事項の（１０）ふれあい交流センターいきいきの里空調設備の更新につきまして説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、資料９をご覧くださいでしょうか。ふれあい交流センターいきいきの里空調設備については、R 2 2 冷媒フロンを使用した空調設備となっておりますが、このR 2 2 冷媒フロンにつきましては、2020年に生産が全廃となっており、今後修繕が必要となった際、部品調達に時間を要したり、部品調達ができないことにより、センターの営業が長期間できなくなる可能性がございます。そのため、令和４年度において更新の予定をしているとこととでございます。更新機器としましては、空調設備として、エアコン２系統。そして、換気設備として、全熱交換器であります。

財源につきましては、緊急防災減災事業債の活用を予定しております。この起債の充当率は100%であり交付税措置は70%であります。

以上、ふれあい交流センターいきいきの里空調設備の更新についての説明とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。

（ な し ）

委員長 （１１）認定こども園の整備について、理事者の報告を求めます。
西川子育て支援課課長補佐。

子育て支援課課長補佐 子育て支援課が所管する、令和４年度の主な新規事業について説明させていただきます。まず、各課報告事項（１１）認定こども園の整備についてでございます。資料１０をご覧ください。先ほど、斑鳩町公私連携幼保連携型認定こども園設置運営候補者の決定についてご報告させていただきましたとおり、斑鳩西幼稚園を公私連携幼保連携型認定こども園として再構築する

ため、令和4年度と令和5年度の2か年で整備工事を進めてまいります。

まず、ひとつ目に整備計画であります。令和4年4月から事業者による基本設計に入り、国庫補助金の内示後、10月頃から実施設計を進め、令和5年3月に整備工事着工の予定でございます。整備工事は令和6年2月までに完了し、令和6年3月に認可、令和6年4月から認定こども園を開園し、その後、斑鳩西幼稚園の現園舎を解体する計画で進めてまいります。

次に、整備費用についてであります。認定こども園の整備には、保育所等整備交付金、認定こども園整備交付金の2つの国庫補助金の活用を予定しており、町の負担につきましては、保育所等整備交付金が12分の1、認定こども園整備交付金が4分の1となっております。各交付金の割合は、保育園部分と幼稚園部分の面積比により算定され、保育所等整備交付金が約7割、認定こども園整備交付金が約3割程度となる見込みであります。

以上、認定こども園の整備についてのご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。

(なし)

委員長 ここで、10時20分まで休憩いたします。

(午前 9時58分 休憩)

(午前10時20分 再開)

委員長 再開します。

次に、(12)支援対象児童等見守り強化の実施について、理事者の報告を求めます。西川子育て支援課課長補佐。

子育て支 続きまして、(12)支援対象児童等見守り強化の実施についてです。

援課課長 資料11をご覧ください。深刻な社会問題となっている児童虐待は、本町
補佐 におきましても例外ではなく、要保護児童対策地域協議会において管理している家庭数は年々増加している状況にあります。児童虐待の発生予防、早期

発見には、孤立化する家庭が地域の中でつながりを持ち、いつでもSOSを出せる環境づくりが必要であり、今年度、子育て支援課内に設置いたしました子ども家庭総合支援拠点における新たなとりくみとして、地域のさまざまネットワークを総動員し、支援ニーズの高い家庭を見守るとりくみを行ってまいりたいと考えております。なお、国におきまして、児童虐待防止対策として、地域からの孤立を解消し、地域の民間団体と連携した見守り体制の強化を求められていることから、本事業につきましては、地域福祉を推進する中心団体である斑鳩町社会福祉協議会に委託して実施してまいります。

まず、（１）実施内容でございますが、町がこの事業による見守りが必要と判断し、保護者の同意を得られた家庭に対し、月に１から２回程度、必要に応じて食事や物資の提供を行い、その際に、子どもの安全確認や生活状況の把握を行うものです。資料の図にありますように、まず、①訪問提案として、対象となる家庭に町から事業の提案を行い、②の申込があった場合、③見守り依頼として、町から社会福祉協議会に訪問するサポーターの調整、食事や物資の調達を依頼します。④訪問依頼として、社会福祉協議会がサポーターに訪問を依頼し、⑤食材等配達として、サポーターが実際に対象家庭を訪問します。その際、初回については、町が訪問に同行し、サポーターと対象家庭の顔つなぎを行ってまいります。訪問を行ったサポーターは、⑥状況報告として社会福祉協議会に子どもの安全確認の状況等を報告し、⑦状況報告として、社会福祉協議会が町に報告を行うという流れとなります。

なお、サポーターにつきましては、町の子育てサポーター養成講座の受講生等を予定しております。

次に、（２）対象家庭数であります。町がケース管理を行っている家庭の内、定期的に訪問して見守りが必要と思われる世帯は５０世帯程度ございます。実際の事業につきましては、対象となる家庭の同意が得られることが前提となってまいりますので、令和４年度につきましては半数の２５世帯程度の訪問を見込んでおります。最後に、（３）事業開始日であります。令和４年４月１日からを予定しております。

以上、支援対象児童等見守り強化の実施についての説明とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。
中川委員。

中川委員 町内で約50世帯が対象家庭数ってあるんですが、この50世帯の児童虐待ってどんな児童虐待なんやろ。

委員長 西川子育て支援課課長補佐。

子育て支援課課長補佐 基本的に多いのが、ネグレクトといって児童の家庭の育児ができない方の世帯、令和3年12月末現在で、ネグレクトが43件ございます。主にそちらのほうの家庭と、あと身体的に虐待の件数も39件ございますので、そちらでお声かけできる家庭で同意が得られる世帯を想定しております。

中川委員 児童虐待って単純に、保護者、親とか親の連れ添いが、その子どもに対して暴力をふるうとか、食事を与えないというのが大半的な児童虐待が多いのかなと思うねんけど、その中でこの実施内容で、保護者の同意を得た家庭って、そういうことをする保護者がその同意をするという理解ができへんねんけど。そら、同意してどうぞ来てくださってなんのかな。

子育て支援課課長補佐 保護者の同意ですけれども、児童虐待をされた方の訪問というのは、日々、毎日のように、子育て支援課のほうで訪問して関係性を今築いている段階でもありますし、また、警察のほうから子育て支援課に関わらないと、警察が動くよ、というような意見を保護者に言ってくださるんですね。その中での関係をもっていってますので、おそらく同意は得られるのではないかと、いうふうに考えております。

中川委員 まあ、そういう子育て支援の職員さんの努力があって、保護者も打ち解けるやないけれども、同意をするくらいになってきている保護者はいいと思いますが、そこで、頑なに、いや、うちは、嫌やと同意をしない、家庭に対してはどないしたらいいんやろ。ほっとくしかないの。

子育て支援課課長補佐 関わりの難しい家庭につきましては、うちのほうで養育訪問支援事業を実施しておりますので、その中で関係性を築いていけたら、こちらの事業につなげていけたらなというふうには考えております。

中川委員 よその町で起こっている、児童虐待があるっていうような報告を受けながらも子どもさんが亡くなるっていう、事件何回もここ最近でもありますんでね。そういう不幸な子どもが出ないように努力をしてあげていただきたいとそのように思います。

委員長 濱委員。

濱委員 県の児童相談所とのつながりとかいうのは、どんなふうにされていくのですか。

子育て支援課課長補佐 一応、児童相談所のほうには日々、起こった状況等を報告させていただいており、情報連携はできておりますので、その中でいろんな支援の方法等をご教示いただいたりしております。以上です。

濱委員 社協のほうにお願いするっていうことですがけれども、社協の体制だったりとか、それから食材の配達とかいうようなことっていうのは、どういうふうにされるんですか。

子育て支援課課長補佐 一応、社会福祉協議会には、食事や物資の調達、サポーターの日程調整など、事業運営に関する事務を行っていただこうと考えております。社会福祉協議会は、地域に関するさまざまな相談を受けつけており、社会福祉と連携することで、町が把握できないケースについても関わっていただけるのかなというふうには考えております。食事の調達等についても、どちらかの業者さんにお頼みするような形になるのかもしれないですがけれども、その辺はこれから協議しながら進めてまいりたいというふうに考えております。

委員長 次に、（１３）保育園管理システム（コドモン）の導入について、理事者

の報告を求めます。 西川子育て支援課課長補佐。

子育て支
援課課長
補佐

(13) 保育園管理システム（コドモン）の導入についてであります。

資料12をご覧ください。町立保育所において、保育の管理業務や保護者との連絡などに、ICTを活用したシステムを導入することにより、保護者の利便性の向上と保育業務の負担軽減を図り、保育の質のさらなる向上に努めてまいります。

まず、(1) システムの名称でございますが、「コドモン」であります。コドモンは、全国の私立保育園で4割の導入実績がある保育管理システムで、今年度、町内の斑鳩黎明保育園、小規模保育所ほうりゅうじにおいても同システムを導入されております。同システムを導入することにより、仮に町内で保育園が変わった場合であっても、これまでの保育記録等のデータを引き継ぐことができることから、今回、町立保育所におきましても「コドモン」を導入するものであります。

(2) システムの主な内容でございます。ひとつめに、保護者アプリによる欠席・遅刻連絡ですが、現在、電話やメールで行っている欠席や遅刻の連絡を、保護者アプリからワンタッチで申請することができ、保護者の負担軽減につながります。二つめに、写真付き記録の共有です。日ごろの保育の様子を写真付き記録としてシステムに入力することで、これまで紙ベースで管理していた保育の日誌をデータ化し、職員間での情報共有がスムーズになることはもちろん、保護者にも日ごろの保育の様子を周知することができ、保育の質の向上につながります。三つめに、登降園管理や延長保育等の自動計算です。現在、保育士が毎日記録している出席簿の管理や延長保育料金の計算などを自動管理することができ、人為的ミスの削減と業務負担の軽減につながります。四つめに、保護者への連絡書類の一括管理です。園だよりや各種お知らせなどの連絡書類をアプリ内に一括管理することができ、印刷や配布業務の削減、また、保護者側においても、いつでも内容を確認できるというメリットがあります。五つめに、緊急連絡の即時配信です。不審者情報や災害情報など、保護者への緊急連絡を即時に配信することができます。

次に、(3) 整備内容であります。職員室や各クラスへのタブレット端末の設置、登降園管理のためのQRコードリーダーの設置、保育園内の各クラ

スで端末を利用するための無線LANの拡張工事を行ってまいります。保育所におけるICT化につきましては、保育士の業務負担軽減を図るため、国においても推進されていることから、公立保育所においても、システム導入にかかる経費が国庫補助対象となり、補助率は、国2分の1、町2分の1となっております。最後に、(4)導入予定日ではありますが、令和4年9月1日を予定しております。

以上、保育園管理システム(コドモン)の導入についての説明とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。
濱議員。

濱委員 保護者の方が、導入が難しいとかいう方がいらっしゃる、今現在でなくても、これからもあるかなと思うんですけども、これは必ず、保護者は必須になるんですか。

委員長 西川子育て支援課課長補佐。

子育て支援課課長補佐 連絡事項等につきましては、これまで通りメール等でもやらせていただいている中で、おそらくなんですけれども、ほとんどの方が携帯電話をお持ちではないのかなというふうには考えておりますが、もし、導入できない方の場合は、今まで通りの対応とさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

委員長 大森委員。

大森委員 これ、町立保育園で導入されるということですが、幼稚園では導入は考えてらっしゃらないのですか。

委員長 暫時休憩します。

(午前10時30分 休憩)

(午前10時31分 再開)

委員長

再開します。

次に、(14)3歳児健診における屈折検査機器の導入について、理事者の報告を求めます。北住民生活部次長。

住民生活
部次長

それでは、健康対策課から(14)3歳児健診における屈折検査機器の導入について、ご報告させていただきます。資料13をご覧ください。

3歳児健康診査は、弱視等の目の異常の早期発見、早期治療につなげる重要な機会になります。現在、各家庭での視力検査とアンケートをもとに健診時にスクリーニングを行っていますが、幼児へ負担なく短時間で実施できる屈折検査機器を導入することによって、弱視等の目の異常の早期発見、早期治療を図ってまいります。

なお、この機器の導入にかかる費用につきましては、国庫補助対象となっておりますので、補助金を活用し導入してまいります。

以上で、3歳児健診における屈折検査機器の導入についてのご報告とさせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。
中川委員。

中川委員

この機器を導入して、この機器を使用するのは誰がするの。

委員長

北住民生活部次長。

住民生活
部次長

特に、専門的な職員が必要なものというのではなく、保健センターの職員のほうで対応してまいりたいと考えております。

中川委員

3歳児健診の時に、これを導入してされるということなので、また受けられない子どもが何名か出てくると思いますけれども、なるべく100%受け

てもらえるような努力をしていただきたいと、そのように思います。

委員長 次に、（１５）骨髄移植等任意予防接種助成制度の創設について、理事者の報告を求めます。北住民生活部次長。

住民生活部次長 それでは、健康対策課から骨髄移植等任意予防接種助成制度の創設について、ご報告させていただきます。資料１４をご覧ください。

骨髄移植手術やその他の理由により、予防接種法に基づき接種した定期の予防接種の予防効果が期待できないと医師に診断され、任意で再接種を受ける者に対して、予防接種費用の一部を助成いたします。

１、助成対象につきましては、再接種を受ける日及び助成金の交付申請日のいずれの日においても斑鳩町に住所を有するものであって次のいずれにも該当する者といたします。（１）骨髄移植手術その他の理由により、接種済みの定期予防接種の予防効果が期待できないと医師に診断されていること。（２）接種済みの定期予防接種の接種回数及び接種間隔が、予防接種実施規則の規定によるものであること。（３）予防接種を再接種する日において２０歳未満の者。２、助成対象予防接種につきましては、次に掲げる要件の全てを満たすものとします。（１）予防接種法第２条第２項に規定するＡ類疾病に係るものであること。（２）使用するワクチンが、予防接種実施規則の規定によるものであること。（３）骨髄移植等の医療行為により免疫が低下等する以前に、定期予防接種として接種したものであること。

３といたしまして、助成金の額につきましては、再接種に要した経費といたします。ただし、当該年度に斑鳩町と委託先が契約を締結した予防接種料金の単価を上限といたします。

以上で、骨髄移植等任意予防接種助成制度の創設についてのご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。中川委員。

中川委員 この対象になられる方は町内におられるか、おられないか分かるのかな。

委員長 北住民生活部次長。

住民生活部次長 こちらのほうでそういった方を把握するという事は難しいんですけども、こういった助成があるってことをみなさんに周知することによりまして、そういった方からまたこちらのほうにも申請も上げていただきやすいと思いますので、そういった助成制度を創設することによって、利用される方には利用していただけるように周知していきたいと考えております。

委員長 次に、（16）健康増進計画等の策定について、理事者の報告を求めます。
北住民生活部次長。

住民生活部次長 それでは、健康対策課から健康増進計画等の策定について、ご報告させていただきます。資料15をご覧ください。

斑鳩町では、住民の健康寿命の延伸や生活の質の向上を図るため、第2期斑鳩町健康増進計画及び第2期斑鳩町食育推進計画に基づき、健康づくりにとりくんでいるところです。この計画の実施時間が令和5年度までとなっていることから、令和4年度には健康づくりに関するアンケート調査を実施し、令和5年度までの2か年計画で次期計画を策定してまいります。

1. 計画の概要についてですが、第2期斑鳩町健康増進計画は、健康増進法に基づく市町村健康増進計画で、健康増進の推進を図るための目標等を定めております。次に、第2期斑鳩町食育推進計画は、食育基本法に基づく市町村食育推進計画で、食育推進の目標等を定めております。2. 計画策定までのスケジュールについてですが、令和4年度は8～9月にアンケート調査を約4千人に実施し、その後、アンケート結果の分析を行ってまいります。令和5年度はアンケート結果をもとに計画の素案を作成し、パブリックコメントを実施し、次期計画を策定してまいります。

以上で、健康増進計画等の策定についてのご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。
濱委員。

濱委員 アンケートの対象者4千人というのは、年齢別であったりとか、抽出の方法とかまだ決まっていないのでしょうか。

委員長 北住民生活部次長

住民生活部次長 こちらのアンケート調査のほうは、前回の現状値と比較していくためにも前回と同じ対象者というか年代で抽出していく必要があるかと考えております。まず、一般の方には、無作為抽出で2千人を予定しております、あと年中児さんですとか、小学生、中学生で約2千人をアンケートとして実施していきたいと考えております。

委員長 次に、(17)風しんワクチン接種助成制度の期間延長について、理事者の報告を求めます。北住民生活部次長。

住民生活部次長 それでは、健康対策課から風しんワクチン接種助成制度の期間延長について、ご報告させていただきます。資料16をご覧ください。

風しんの感染拡大を防止するため、風しんの抗体保有率が他の年代に比べて低い、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性を対象に、令和元年度から令和3年度の3年間の時限措置として、抗体検査及びワクチン接種を実施していましたが、令和4年度から3年間の期間延長がなされることとなりました。

そこで、町単独事業であります、風しんワクチン接種助成制度においても、妊婦及び胎児の風しんによる感染を防ぎ、健康を保持することを目的として、同様に令和4年度から3年間の期間延長を行います。

助成対象等、制度の内容の変更はございませんが、助成期日を令和4年3月31日から令和7年3月31日までの3か年延長いたします。

以上で、風しんワクチン接種助成制度の期間延長についてのご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。

	中川委員。
中川委員	助成対象者1－(1)も(2)も配偶者ということになっているけれども、内縁の者やったらどうなるんやろ。
委員長	北住民生活部次長。
住民生活部次長	そういった方に対しても助成を行っております。
中川委員	そういう家庭にも、助成を行っていただいているということやけども、ほな、この(1)(2)の配偶者って無い方がわかりやすすくないですか。
委員長	加藤住民生活部長。
住民生活部長	今の内縁関係の方は、配偶者という意味から、それに準じた者という形で取り扱いをさせていただいており、配偶者でなければ、その他、本来、出産の関係の相手方さんという意味で、違う言葉を使ってしまうと、同居の家族とか違うところの世帯の対象になってきますので、この中で内縁の方の対応をしていきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。
中川委員	しんどいけど、理解しよ。
委員長	次に、(18)子ども医療費無償化対象の拡大について、理事者の報告を求めます。 安藤国保医療課長。
国保医療課長	国保医療課から、ご報告させていただきます。資料17をご覧ください。 子ども医療費無償化対象の拡大についてであります。 子育て支援策の一環として実施している子ども医療費助成制度について、一層、子どもの健康保持と保護者の経済的負担の軽減を図るため、令和5年4月から、その対象を現在の中学校卒業までから高等学校卒業までの年齢に拡大することとしています。実施内容は、誕生日から18歳に達する日以後

の最初の3月31日までの間にある者を助成対象とし、入院・通院の保険診療の自己負担を助成します。また、自動償還払いとし、令和5年4月診療分から助成を行うこととしております。これに係る費用は年間約1,500万円を見込んでおり、町単独事業として実施することになります。また、所得制限は設けず、一部負担金は徴収しないこととしております。

なお、実施までのスケジュールは、資料に記載のとおり計画しております。

以上、子ども医療費無償化対象の拡大についてのご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。

(な し)

委員長 次に、(19)地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画の策定について、理事者の報告を求めます。 東浦環境対策課長。

環境対策課長 それでは、各課報告事項の(19)地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画の策定について、ご説明させていただきます。

資料18をご覧くださいませでしょうか。本計画は、地球温暖化対策推進法第21条の規定に基づき、地方公共団体の事務事業にかかる温室効果ガスの排出削減等のための措置に関する計画として策定するものです。

これまで、斑鳩町におきましては、地球温暖化対策をはじめとした地球規模での環境問題を解決するため、斑鳩町自らの施策における地球環境の保全と創造への先導的役割として、平成14年10月から斑鳩町環境マネジメントシステムの運用を開始し、平成15年2月に環境管理に関する国際規格ISO14001の認証を取得していましたが、オフィス活動における省資源・省エネ活動や事務事業における環境配慮行動等が十分定着し、環境マネジメントシステムに頼ることなく行政運営が行えるとの判断から、平成29年12月に斑鳩町環境マネジメントシステムの運用を廃止し、ISO14001の認証契約を解除しております。運用廃止に伴い、電力の使用など、一定の項目について、当面の間その推移を検証することとしており、その検証

結果のとりまとめとしましては、全般的に一定の水準を維持しており、概ねとりくみ・意識の継続はできているものと判断できますが、今後も引き続き、継続したとりくみ・意識の向上、省エネ・省資源の推進による効率的・効果的な行政運営を行う必要があるものと分析しております。

こうしたなかで、国においては、地球温暖化対策推進法第8条の規定に基づき、平成28年5月に地球温暖化対策計画を策定し、地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図ることとして、削減目標やとりくみなどが示され、令和3年10月には地球温暖化対策計画が改定され、新たな削減目標として、2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指す。さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく、こととされているところであります。こうしたことから、斑鳩町としまして、地球温暖化対策推進法第21条の規定に基づき、国の地球温暖化対策計画に即した、地方公共団体実行計画（事務事業編）を新たに策定し、総合的・計画的に、地球温暖化対策の推進を図ることといたします。

計画の目的としましては、斑鳩町が行う事務事業に伴い発生する温室効果ガスの排出を抑制し、地球温暖化対策の推進を図るとともに、斑鳩町として地球温暖化対策に率先してとりくむことにより、住民や事業者の自主的かつ積極的な取組を促進し、温室効果ガスの削減に資することを目的とします。

次に、計画の対象としましては、町のすべての事務事業とし、対象施設としましては、役場庁舎などの行政系施設をはじめ、保健・福祉施設、保育・学校教育系施設、文化・スポーツ系施設等としております。続いて、計画の概要としましては、地球温暖化対策推進法第21条の規定に基づき、国の地球温暖化対策計画に即して、下記の事項について定めるものとしております。1. 計画期間、2. 地方公共団体実行計画の目標、3. 実施しようとする措置の内容、4. その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項。

最後に、計画の策定・実施の日程としましては、令和4年8月には計画を策定し、その後、計画の周知・準備等を行い、令和5年度より計画の実施、進捗管理等を行う計画・予定で進めてまいりたいと考えております。

以上、地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画の策定についてのご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。

(な し)

委員長 次に、(20) 宅配便を活用した小型家電回収事業の実施について、理事者の報告を求めます。 東浦環境対策課長。

環境対策課長 それでは、各課報告事項の(20) 宅配便を活用した小型家電回収事業の実施についてご説明させていただきます。

資料19をご覧くださいませでしょうか。新興国の需要増大に伴う資源価格の高騰や資源供給の偏在性と寡占性などの資源制約や最終処分場の逼迫や適正な環境管理などの環境制約がある中、使用済み小型電子機器等に含まれるアルミ、貴金属、レアメタルなどがリサイクルされずに埋め立てられていることへの対応が急務とされる背景から、平成25年4月に使用済み小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(小型家電リサイクル法)が施行され、本町においても平成26年7月より町内に回収ボックスを設置し、ごみの減量化・資源化に努めているところであります。

当初、国においては、過去の実績や実態調査に基づき、年間14万トン回収量の目標として掲げてとりくんできたところですが、平成27年度においては、年間6.7万トン、国民一人あたり0.53kgと目標値を下回る状況となっております。また、環境省の調査では、年間に発生する不用パソコン等は年間1,785万台と推計されますが、メーカー、自治体による回収量は、全体の約8%、約142万台であり、無許可業者等を含む正規ルート以外での回収量は全体の約79%、約1,410万台程度あるとしており、不法投棄や資源の無駄を生んでいるものとされております。

このような状況の中、国において使用済み小型電子機器等の再資源化の促進に関する基本方針を改正し、使用済み小型電子機器等の更なる再資源化を総合的かつ計画的に推し進めることとしており、自治体に対しても、これまで回収方法や回収拠点の設置数、設置の場所などに配慮することとされていたが、今回の改正により、認定事業者や小売業者と連携し、住民が簡便に使用済み小型電子機器等を排出できる環境を整えるようにされたところであ

ります。

本町においては、拠点回収当初より年々回収量は増加傾向にありましたが、平成30年度より減少傾向になり、令和2年度においては住民一人当たり年0.84kgの回収量となっており、数値としては他自治体に比べ分別回収率が高いところではありますが、国の目標値である国民一人当たり年0.9kgにはわずかに下回る状況であり、今後、回収量の減少傾向も懸念されることとなります。このことから、排出者であります住民の利便性の向上を図ることにより、分別回収量の増大をはかり、資源化に資するため、現在の拠点回収に加え新たな回収方法として、宅配便を活用した小型家電の回収事業を実施するものであります。

事業の内容といたしましては、小型家電リサイクル法に基づきます認定事業者のリネットジャパンリサイクル株式会社が実施する「宅配便による小型家電等回収事業」について、連携協力に関する協定の締結をいたします。

住民は、インターネット、電話、FAXにより、リネットジャパンリサイクル株式会社に回収依頼をしていただきますと、リネットジャパンリサイクル株式会社と契約している宅配便業者が希望日時に自宅等まで回収にきていただけるという内容となります。次に回収料金であります、ダンボール1箱あたり税込1,650円となり、その中にパソコン本体が1台でも含まれますと、1箱目の回収料金は無料となっております。

また、回収品目も約400品目以上となっており、テレビ・冷蔵庫、洗濯機、エアコンといった家電リサイクル法に基づく電気製品以外の電気製品は、ほとんどが回収可能となっております。

最後に事業開始日につきましては、4月1日から実施し、4月号広報に事業周知のためのチラシを折り込む予定としております。

以上、宅配便を活用した小型家電回収事業の実施についてのご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。
中川委員。

中川委員 ここにある小型家電リサイクル法にもとづく認定事業者で、宅配便による

小型家電等回収事業をしている業者というのは何件ぐらいあるのか。

委員長 東浦環境対策課課長。

環境対策課長 回収事業認定事業者は数社ございますが、宅配便を活用したこのような事業は1社のみとなります。

中川委員 1社というのは、このリネットジャパンリサイクル株式会社だけということやな。

環境対策課長 はい。さようでございます。

中川委員 この業者に対して、町の持ち出し、負担というのはどうなるの。

環境対策課長 町は費用については、一切、リネットジャパンのほうで費用負担されます。町の費用といたしましては広報にかかる費用ということで、4月に折り込みしますチラシにつきましても、チラシ自体はリネットジャパンのほうで作成されます。町といたしましては、折り込み手数料が町負担となってくる状況でございます。

中川委員 まあ、業者に委託料もなくするのはええねけど、チラシ制作は業者で、折り込みは町って、チラシ制作して折り込みもしたらええのにな、業者。それは、なんかそういう協議の中でそうなったん。

環境対策課長 この事業につきましては、全国的にされておる状況であり、広報手段につきましては、それぞれ自治体のほうに選択されるんですけども、チラシのみについては、他の自治体についてもリネットジャパンで作成、配布の方法については自治体によるやり方、折り込みを当町は選びましたので、その手数料は町が負担するということでございます。

委員長 濱委員。

濱委員 今、実際にやっている小型家電の回収ボックスっていうのが、あちこちに
ありますね。それから、処理場のところへ自分で運んだら、無料でひきとっ
てもらえるという、それは平行していくわけですか。

環境対策
課長 今までの回収方法、ボックス回収、それから、不燃物に出されました後、
職員の一般回収、そのまま継続をして選択肢を増やすということで、今回は
回収事業を、宅配便による回収事業を実施させていただくものであります。

濱委員 大型の物を取りに来てもらうサービスがありますね、その時にはこういう
家電というのは対象じゃなかったんですか。もし、対象だったらそれに出さ
れた方もあると思うんですけれども、それだったら、利用者の方の費用負担
が変わるんだと思うんですけれども、どうですか。

環境対策
課長 粗大ゴミ、現在シルバーで予約制による戸別回収させていただいておりま
す。その排出の際にも、小型家電といわれる電化製品も含まれておりますが、
排出者のほうでどちらが得なのか、利便性、どちらがいいのか考えて選んで
いただければと考えております。

委員長 次に、（２１）安心サポートごみ収集の対象範囲の拡大について、理事者
の報告を求めます。 東浦環境対策課長。

環境対策
課長 それでは、各課報告事項の（２１）安心サポートごみ収集の対象範囲の拡
大について、ご説明させていただきます。

資料２０をご覧くださいませでしょうか。安心サポートごみ収集事業は、
高齢化が進むなか、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯などで、ごみ
を地域の集積場所まで出すことが困難な世帯に対しまして、ごみの排出や分
別をサポートすることを目的に、平成２７年度より実施をしております。

現在の事業対象者といたしましては、親族、近隣者など身近な方の協力が
得られず、ごみを地域の集積場所まで出すことが困難で、次のいずれかに該
当する方を対象者としております。まず、概ね６５歳以上の方で介護保険法

の規定によりまず要支援認定または要介護認定を受けておられるひとり暮らしの方。次に、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定いたします障害支援区分の認定を受けておられる方で、障害福祉サービスによる居宅介護、重度訪問介護、重度障害者等包括支援を利用しているひとり暮らしの方。また、世帯の構成員全員が、要支援認定または要介護認定を受けておられる世帯や障害福祉サービスによる居宅介護、重度訪問介護、重度障害者等包括支援を利用されている世帯という基本的な対象要件がございます。

しかしながら、高齢者の二人暮らしでありながら、一人は事業対象であるが、一人は事業対象者に該当しない、また、要支援・要介護認定は受けたくないが、ごみの排出場所が遠く、特に不燃ごみなどは重くて持っていけないといったごみ出しが困難であるが、対象要件には該当しないということで、そうした相談さえも躊躇されるといったケースもございます。

また、高齢者や障害者などができる限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営む施策が推進される中であって、ごみ出しが困難でありながら必要な支援が受けられないといったケースが全国的に問題視されております。

このような状況から、現在の事業対象者要件である要支援認定または要介護認定、また障害支援区分認定を受け、障害福祉サービスを利用されているなどの要件を問わず、相談や申請を受けた際、高齢者の介護予防と自立した日常生活の支援を目的とした介護予防・日常生活支援総合事業で活用されております基本チェックリストを用い、チェック項目であります生活機能全般や運動機能、認知症などについて確認をし、生活機能に低下が見られ、ごみ出しが困難であると判断される65歳以上の高齢者や障害者を事業対象者とする対象範囲の拡大をはかることにより、高齢者のごみ出し支援の充実をはかるものであります。

事業開始日といたしましては、令和4年4月1日からとしております。

以上、安心サポートごみ収集の対象範囲の拡大についてのご報告とさせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。

中川委員。

中川委員　ごみ出しが困難であるって申し込みがあったら、判断して受け付けるってことやけど、判断した結果認められないって場合もでてくるんやろな。もう65歳以上でごみ出すの困難やねんっていうたら、全部取りに行くの。

委員長　東浦環境対策課長。

環境対策課長　本事業に対しての相談や申請を受けた際、高齢者の介護予防や自立した日常生活を目的といたしました介護予防、日常生活総合事業で活用されています基本チェックリストでチェックをさせていただきます。そこで生活機能全般や運動機能、認知症などについての確認をします。その生活機能の低下がみられ、ごみ出しが困難であると判断した場合は、事業対象として、その事業を利用していただくと。65歳以上で、高齢者であれば誰もが利用できるという状況では、チェックリストである一定の基準をつくらせていただきまして、あとは生活状況等で相談をさせていただきますながら、総合的に判断をさせていただきますということに考えております。

中川委員　なんか、主観的なところが入りそうで、うるさく、やいやい言われたら取りに行ったりしなければならぬ人もおったら、あんたちよっと無理やでって言われたらすぐにすっと引き下がる住民さんも出てきて、不公平感がでてこうへんかなと思って。そのチェックリストで、何項目以上あてはまったら、もう取りに行くとか、そういう決め方ってできひんのかな。

環境対策課長　一律に線引きをするっていうのは非常に難しいかなというふうに考えております。チェックリストで点数をつけさせていただきます、一定の点数以上であればもちろんそれはクリアしますが、1点違うんやったらどうやねんとか、そういうのもありますし、きっちり線引きするのは非常に難しいと考えております。委員もおっしゃられるように懸念されることにつきましても、公平性を担保するため、職員もそういった形で対応してまいりたいというふうに考えております。

中川委員 同じ住民で、不公平のないようにしてもらいたいし、それを負担するのは職員、町の職員やろ。職員さんの労力もかなり、増えるか分からへんし、いろんなこと考えて、公平に事業を行っていただきたい、そのように申しあげておきます。

委員長 濱委員。

濱委員 私は、お年寄りのごみ出しの毎日のように関わっているので、だいぶ相談もさせていただいているんですけど、安心サポートの今までの収集は、町の指定袋にちゃんと分別されていたら回収しますみたいなことでしたけれども、今出てるのは、分別もなかなか難しいという方もいらっしゃるんです。実際に可燃ごみにビニールが入っていたりしているのも、普通の時でもありますしね。許容範囲みたになのもあると思うんですけども、分別っていうことがチェック項目にあって、分別できますか、できませんってなると、じゃあこのサポートの利用はできませんよみたいなことにならないように、もう一步踏み込んで、考えていただきたいなというところが要望としてあります。お願いをします。

委員長 溝部委員。

溝部委員 今回の安心サポートの利用者からどれくらい増える見込みかというのは、あるんですか。

委員長 東浦環境対策課長。

環境対策課長 安心サポートの事業自体が年間20件ちょっと増加しておるところであります。今回、拡大をすることで、年間10件から20件近く増加するのではないかというふうには考えておりますが、実際ちょっとやってみないとわからないという状況でございます。

溝部委員 職員さんの配置とかは大丈夫なのかなと思うんですけども、そのへんは

いかがでしょうか。

環境対策
課長 もちろん件数が増えますとその分、回収の時間もかかります。今現在、月曜日、火曜日は車一台で、木曜日、金曜日は車2台で、2名体制で回収させていただいております。件数が増えた分につきましては、月曜日、火曜日に2人体制の回収とか、また午後からの回収、水曜日も回収日に入れていくという形で、現在の作業等の状況も確認するなか、配置を考えていきたいというふうに考えております。

委員長 他に、理事者側から報告しておくことはございませんか。
加藤住民生活部長。

住民生活
部長 さきほど、中川委員の風しんワクチンの助成の対象の配偶者のことで、若干、補足説明させていただきたいと思います。表現としては、この配偶者という表現は変えないということでご理解いただきたいということで述べさせていただいてますけれども、その後に括弧書きとして、「婚姻の届をせず、事実上、婚姻関係と同等も含む」といういった形で、わかりやすい形で表記するという対応でさせていただきたいと思います。以上でございます。

委員長 中川委員。

中川委員 その、括弧書きで、補足やないけど、入れてくれるということやな。それのほうありがたいと思います。

委員長 これをもって、各課報告事項については終わります。
続きまして、3. その他について、各委員から質疑、ご意見があればお受けします。 中川委員。

中川委員 あの、いつも、年末、29、30と衛生処理場っていうのかな、昔の焼却場のところで、住民さんが持ち込むやつ、受け取ってる事業あるやんか、あれ職員さんも、かなりの担当課以外の職員さんも出てきて、委託業者も出て

きてしてるのを委託業者をあそこに出ささんと、29、30と回らせたほうが住民の人も助かると思うねんけど、そのへんはどうやねやろ。

委員長 加藤住民生活部長。

住民生活 今日、継続審査のなかで、若干、昨年末のごみの状況を報告させていただいて、前年度より4割ほど減ってきているという状況ですので、おっしゃたことも含めまして、来年度の年末のそういったごみのあり方について検討させていただきたいと思います。

中川委員 28で収集が終わって、年明けの収集まで地域によったら、かなり日にちがあくところがあるみたいなので、それやったら29日、30日も収集にまわらすほうが住民さんもありがたいし、委託業者もまとまった量が、多少、年明け、少なくする、減るやろうという考え方もあるので、その点については検討していただきたいと、そのように申しあげておきます。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 ないようですので、これをもって、その他については終わります。
以上をもちまして、本日の審査案件については全て終了いたしました。
なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。
それでは、閉会にあたり、町長の挨拶をお受けいたします。
中西町長。

町長

(町長挨拶)

委員長

これをもって、厚生常任委員会を閉会いたします。
お疲れさまでした。

(午前11時15分 閉会)